

# みやぎ税務会計事務所通信



《 2021年2月 》



## 税務の話題

### 個人事業主の方以外も要チェック！「確定申告」のこと

個人事業の方は、「またこの季節…一年ってあっという間……」と実感する時期ですね。収入がお給与のみで年末調整をされた方は「確定申告は無縁でしょ？」と思われるかもしれませんが、確定申告が必要な場合もあります。

その事例をご紹介します。「確定申告」をしたことのない方も、ご確認ください！

#### 令和2年中に支払った医療費が多額だった場合

一般的に「医療費が10万円を超えたら戻ってくる！」と言われている医療費控除ですが、本当は「10万円を超えた金額×所得税率」の税額が還付されるイメージです。

今年は、コロナ関係で買ったマスク代も!? PCR検査代も!? と気になるところですが、国税庁のFAQにて、以下のように公表されております。

マスク代	感染“予防”目的のため、控除対象外。
PCR検査代	医師の判断により受けた場合 → 控除対象 自己の判断により受けた場合 → 控除対象外（ただし、陽性が判明し、治療を受けた場合は控除対象。）

#### 2か所からお給与を受け取っている・お給与以外の収入もある場合

近頃は、“副業”“兼業”といわれる時代です。令和2年中に年末調整対象となっていない収入があった場合、確定申告をしなければ、正しい所得税額が計算されない場合もあります。以下の方は、確定申告をする必要があります。

お給与は1か所のみ	給与所得・退職所得以外の所得が20万円超
お給与が2か所ある	年末調整がされていないお給与と 給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円超

その他、

- ・住宅ローン控除を受ける1年目の場合
  - ・ふるさと納税をしたがワンストップ特例を利用しない場合
- なども、確定申告をする必要があります。「もしかして…!?」と思われる際は、ご相談ください！